

## 【現行】水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の規制について

### 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例

(最終改正) 平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号

#### 1 上乗せ条例の制定の背景

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「上乗せ条例」という。）は、県内の公共用水域の水質汚濁の進行に対処し、各公共用水域の環境基準の早期達成を図るために排水基準の強化が必要であったため、旧上乗せ条例を全面改正して、昭和 50 年 12 月に制定されました。

#### 2 上乗せ条例による規制の概要

##### (1) 水域区分の設定

上乗せ条例は県内全域を対象としていますが、上乗せ排水基準の適用に当たり、排水先の公共用水域について水域区分を設定しています。

##### (2) 排水基準の設定

水質汚濁防止法（以下「法」という。）の規定では、特定施設を設置する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）から排出される水（以下「排水」という。）が、日平均排水量 50m<sup>3</sup> 以上の場合、排水基準が適用となっているところです。

県では、上乗せ条例を制定し、規制対象なる排水量を引き下げたほか、排水中の汚染物質の濃度についても、水域区分、業種または施設種、排水量等に応じて法よりも低い排水基準を設定しています。

本基準は法第 3 条第 3 項の規定により設定されたもので、特定事業場から排水を排出する者に対して、上乗せ排水基準の遵守が法により義務付けられています。

#### (参考)

○排水の排水基準（法第 3 条第 3 項、第 12 条第 1 項。上乗せ条例第 3 条、第 4 条）

##### 【水質汚濁防止法】

##### （排水基準）

第三条 排水基準は、排水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

##### 2 (略)

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと思われる区域があるときは、その区域に排出される排水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

##### 5 (略)

(排出水の排出の制限)

第十二条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

**【水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乘せ条例）】**

(趣旨)

第一条 この条例は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第三項及び第四項の規定により、同条第一項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準（以下「上乘せ基準」という。）及びこれを適用する区域を定めるものとする。

(区域)

第三条 上乘せ基準を適用する区域は県の区域に属する公共用水域とし、水域区分は別表第一に定めるとおりとする。

(上乘せ基準)

第四条 上乘せ基準は、別表第二から別表第七までに定めるとおりとする。